

目次

A 5 -CR-3rd-2-★特別抗告20220203.....	2
----------------------------------	---

特別抗告申立書兼趣意書 A5

令和4年2月3日

最高裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和3年1月26日に、元前橋地方裁判所民事第1部裁判官の菅家忠行、を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検 R3検370)したが、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和3年3月26日付の、不起訴処分通知書と不起訴処分理由告知書を郵送で受けた。これについて、令和3年3月30日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3つ6)、令和3年10月7日付で、前橋地方裁判所刑事第1部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生らに棄却された。これについてさらに、令和3年10月13日付けで抗告を申し立てたが(東京高裁 R3く730)、令4年2月1日付で東京高等裁判所第10刑事部の、細田啓介、駒田秀和、岡田龍太郎らに棄却された。しかしながら本決定も、訴えた嫌疑に対する理由(合理的根拠)が無い。

本決定もまた、典型的な組織的隠蔽であり、居直り強盗的な、世紀の亡国裁判である。

かような裁判は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、当然無効である。(無効の過度自明性)

このように、本件は下記①～③の全てに該当しており、また、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法419条または同433条に基き、特別抗告を申し立てる。

①刑事訴訟法405条一項の「憲法の違反」である。

②刑事訴訟法406条の「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」である。

③刑事訴訟法411条の「一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反」であり、「三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認」であり、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」。

第1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和3年(く)第730号

主文

本件抗告を棄却する。

第2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)したがって、請求人の主張にはいずれも理由がなく、原決定の前記判断は相当であ

る。 よって、本件抗告は理由がないから、刑訴法 426 条 1 項後段により棄却することとして、主文のとおり決定する。』としている。

しかしながら、上記下線部分は虚偽である。 事実として、本決定には心証の理由が一つも無い。
合理的根拠が無いから正当業務行為ではなく、職権濫用による人権侵害である点を無視している。

★以下のように、訴えたそばから無視している。 ないし、いざれも理由になつてない。

繰り返すが、合理的根拠が無い故に、正当業務行為どころではない。

原決定のみならず、全機関とも常に、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視している。

言い換えると、常に法を破って隠蔽している。 常に「それはさて置き方式」のルール違反である。

★訴えの無視も不合理も其々が致命的瑕疵なのに、ましてその両方なのだから、当然無効である。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、これでは裁判とは呼べず、少なくとも、私の裁判ではない。

無視した以下の当り前

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ① <u>隠蔽する権限など誰にも無い点</u> | 公知 |
| ② <u>職権行使の合理性が常に不可欠である点</u> | 公知 |
| ③ <u>甚だしい訴えの無視は当然無効である点</u> | 実質的に |
| ④ <u>甚だしい合理的根拠の欠如は当然無効である点</u> | 実質的に |
| ⑤★上記③と④のいざれも欠いている点 | いざれかでも欠けば、 <u>正当行為ではない</u> 点 |
| 訴えた嫌疑に対する合理的根拠が無い。 | <u>「不起訴裁定主文」では、理由に、なり得ない。</u> |
| ⑥★★上記③と④のいざれも、有り得ない、致命的瑕疵である点 | 無効の過度自明性 |

●原決定の瑕疵の端的な摘示 同じことを何度書かせるつもりか?

★以下二つが重なる偶然確率は天文学的に低いから殺人に相違ない。 否定した根拠が無い!!!

①警視総監宛に書留で送った回答期限付きの被害届が無視された。

無視の前例は無く、また、法令違反も明白なので、有り得ない。 偶然確率は 1/100000000 と見る。

②その一ヶ月後の回答期限当日に叔母が変死した。 偶然確率は 1/10000 と見る。

このように、訴えた犯罪を合理的根拠無く無視している。 なお既述の通り、不審点は他にも多数有る。

●無視は無法社会の陰謀の証左である。

私の訴えは、いざれも当り前の、公知のことばかりである。

それを無視する、有り得ない狂気は、最高裁による問答無用の門前払いが、予定された陰謀、つまり当該三審の共謀による無法国家の陰謀の総仕上げ、であることを確信させる。

要するに、圧倒的多数(包囲網)の暴力によって、皆で私限りの無法社会を形成し、未来永劫、一切見て見ぬフリを続ける陰謀である。 だからこそ、どれだけ狂気でも平気なのである。 猿芝居の国家的上演。 言い換えると、私の社会的存在の抹殺であり、人格的生存へのテロリズムである。

なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018と恣意性一覧表の通りである。

その最新版は、私のサイト <https://alien1961.xyz/> にも英語で公開している。

A 規定の申立事由に該当する。

纏めると、原決定が、当該不起訴処分を合理的と判定した点は、無根ないし論理矛盾であり、理由不備であり、不合理が甚だしく、不公正な、当然無効な決定なので、実質的に、裁判を受ける権利(憲法32条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法76条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(刑訴法405条1号)なので、特別抗告申立理由に当る。

他方で、原被告の甚だしい信義則(民法1条2)違反や公序良俗違反(民法90条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(刑訴法318条)違反が多数有り、法令の解釈に関する重要な事項(刑訴法406条)であり、決定に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認(刑訴法411条)かつ違法なので、特別抗告申立理由に当る。

B 規定の理由に関らず、終審裁判所が無視できない「司法拒絶」である。

終審裁判所(憲法81条)の使命には、本件のような場合の事実審の補完も含まれている。

加えて、1裁判所としての事案解明責任も有る。

そもそも最高裁がこのように事由を限定している趣旨は、法律審に特化すべく対象事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定のおおむね公正が前提である。

然るに本件は、その前提の未充足を訴えている。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、訴えた犯罪が隠蔽される。(100%の予見可能性)

隠蔽が摘発できない国家など、有り得ない。

もし本当に隠蔽が上告理由に当らないのだとすれば、制度瑕疵である。

★それは絶対に回避すべき事態であるから、事実審の共謀による実質的な司法拒絶と裁判を受ける権利等の侵害を訴えている以上は、前例の有無に関わらず、内部牽制として特別の注意が必要である。

つまり、まず実質的な事実審未済の存否を判定する必要がある。

裁判記録から、一審二審とも、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視していることが容易に解る。

そうなれば、上記AとBのいずれかに該当させて取り上げるしか無い。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

列挙した蓋然性に対する合理的根拠が無い。具体的には、「罪とならず」と判断した理由が無い。

また繰り返すが、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、理由には、なり得ない。

★なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?誰にも解らない。

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果も明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた点は、害意としか説明が付かない。

このような隠蔽は、当然に、犯罪であり、不適正であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★犯罪を告訴し、身の安全を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

●告訴する権利(適正な手続を受ける権利)の延長上には、

合理的に起訴される権利ないし利益が、元々潜在している。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯人の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。 たとえ権利ではなくとも、法律上保護される利益である。

これは正当業務行為である限りは発現しないが、隠蔽(不合理)の場合には例外的に発現する。

なぜなら、隠蔽する権限など誰にも無いからである。 隠蔽による被害継続。 必然的帰結。

国家が個人の起訴権を奪っている現状や、一度告訴状を受理した以上、通常は高確率で起訴されるはずだという、合理的期待を担う点、などからも当然である。

以上